

---

種 別： 論説

タイトル： 著作権法 60 条及び 116 条はいかなる意味において民法の特則か (1)  
—死者の人格的利益を保護するための制度枠組みに関する序論的考察

著 者： 善塔 章夫

所 収： 『上智法学論集』第 69 卷 1-2 合併号 (令和 8 年 1 月) 205-232 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 論 説

---

# 著作権法 60 条及び 116 条はいかなる意味において民法の特則か (1) ——死者の人格的利益を保護するための制度枠組みに関する序論的考察

善塔 章夫

---

- I はじめに
  - 1.1 本稿の取り上げる問題
  - 1.2 本稿が行う検討の前提
- II 差止請求権を基礎づける権利利益の帰属
  - 2.1 検討の視角
  - 2.2 差止請求権は相続人ないし遺族に帰属する権利利益に基づくという考え方
    - 2.2.1 差止請求権は作者の相続人に帰属する作者人格権に基づくという考え方
    - 2.2.2 差止請求権は遺族に帰属する固有の権利利益に基づくという考え方
  - 2.3 差止請求権は個別的に帰属する権利利益に基づく必要はないという考え方
    - 2.3.1 帰属主体なき作者人格権に基づく差止請求という考え方とその是非 (以上、本号)
    - 2.3.2 公益に基づく差止請求という考え方とその是非
  - 2.4 ここまでの検討のまとめ
- III 差止請求権の帰属主体とその行使権限を有する主体
- IV 死者に作者人格権が帰属するという構成とその意義
- V おわりに

## I. はじめに

### 1.1 本稿の取り上げる問題

#### 1.1.1 死後の人格的利益の法的保護のあり方

ある自然人Aの死後に、当該Aの相続人や遺族などであるBが、死せるAの人格権ないし人格的利益が侵害されたとして<sup>(1)</sup>、侵害行為者Cに対してその侵害行為の差止めを求めるとしよう。このような請求は認められるか。また認められるとしてそれはいかなる法律構成によって認められるのか。死者の人格権ないし人格的利益を私法上どのように保護するかは、いわゆる「落日燃ゆ」事件などを契機として、1970年代後半から学説上の関心の対象とされてきた問題である<sup>(2)</sup>。近時は、デジタルな遺産や死者の個人情報ないし個人データとの関係でも注目されている<sup>(3)</sup>。本稿は、死後の人格的利益を保護するための法制度のあり方について検討を試みるものである。

#### 1.1.2 死後の著作者人格権の法的保護のあり方

もっとも、人格的利益にはさまざまなものがあり、これらを含めて一般的に取り上げようとするれば、議論は地に足のつかない空中戦に陥るおそれがある。そこで本稿は、死者の人格的利益を保護するための制度枠組みにアプローチするべく、特に、著作権法上の著作者人格権をめぐる仕組みに注目する。著作者人格権については、著作権法上に著作者死後の法的規律が具体的に用意されており、検討の第一歩として格好の素材といえるからである。

---

(1) 言葉遣いとして人格権とするか人格的利益とするかいずれの表現を選ぶかによって、文脈次第では異なる意味が与えられる(山野日(2018)298,306頁参照)。しかし本稿においては、権利か利益かの違いが特に問題となる場合でないかぎり(本稿4.1参照)、両者の意味の違いにはこだわらないこととする。

(2) 安次富(1980)35,41頁参照。なお「落日燃ゆ」事件については後掲・注(7)参照。

(3) デジタル遺産ないし死者の個人情報・個人データをめぐる近時の文献・書籍として、吉井(2014)、臼井(2016a,2016b)、臼井(2018,2019a,2019b)、伊勢田(2019)、小笠原(2019,2020,2021)、臼井(2020a,2020b)、北川(2020)、栗原(2020)、池田(2021)、臼井(2021a,2021b)、加毛(2021)、北川(2021)、樋口(2021)、大塚智見(2022)、大塚智見(2023)、大塚智見(2024a)、大塚智見(2024b)、大塚智見(2025)、朱(2025)などがある。

著作権法にはどのような法的規律が用意されているか、関連する規定を概観しておこう。なお、以下では、条名等を示す際、法令名としての著作権法のことは単に法という。また、民法の条文は、法令名を省略して引用する。

著作権法上、「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作権者が存しなくなつた後においても、著作権者が存しているとしたならばその著作物人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」とされている(法60条本文)。ただし「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作権者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない」(法60条ただし書)。この法60条違反の行為をする者またはするおそれがある者に対しては、著作権者の遺族は、「その侵害の停止又は予防を請求することができる」(法116条1項、法112条1項)。また、この法60条違反の行為をした者に対しては、著作権者の遺族は、「名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる」(法116条1項、法115条)。

ここにいう「遺族」とは、「死亡した著作者……の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」のことである(法116条1項かつこ書)。このうち先述した各請求をすることができる遺族については順位が定められており、法116条1項かつこ書に規定された順序のとおりとされる(法116条2項本文)。ただし、著作者は遺言によりその順位を別に定めることができ、その場合にはその順位はかかる遺言によって定められた順序によることになる(法116条2項ただし書)。また、著作者は、「遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる」(法116条3項前段)。この場合において、「その指定を受けた者は、当該著作者……の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない」(法116条3項後段)。以下、本稿では、遺族、すなわち「死亡した著作者……の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」と、法116条3項に基づく著作者の指定により法116条1項の請求をすることができる者のこととを総称して、遺族等という。

なお、「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない」(法59条)。

### 1.1.3 本稿のねらい

本稿の目的は、死者の人格的利益を法的に保護するための制度のあり方について、かくあるべしという規範的な主張をすることでは必ずしもない。

本稿は、直接的には、著作者死後の著作者人格権の法的保護のあり方を著作権法上の具体的規律を踏まえつつ検討するものである。著作者の死後にその著作者人格権を法的に保護するための規律がどのような仕組みを備えているかを踏まえつつ、死後の人格権を保護するその著作権法上の仕組みが民法の体系との関係でどのような問題ないし限界を内包しているかと考えられるかを考察する<sup>(4)</sup>。

そしてこのような作業を通じて、民法上の自然人の死後のその人格的利益一般について、第1に、死者の人格的利益を法的に保護するための制度のあり方には、必ずしも従来十分に議論されてこなかったものを含めていくつかの方向がありうることを示し、第2に、その法的保護のあり方のそれぞれがどのような前提のもとに認められうるか、あるいは、その法的保護のあり方のそれぞれが民法の体系との関係でどのような不整合ないし不都合を抱えるかということを検討するための手掛かりを獲得することをねらいとする。さらに第3に、検討全体を通じて、死後の人格的利益を法的に保護するための仕組みづくりにあたってこれまで十分な検討がなされてこなかったもののしかし議論が必要と思われる事項を析出することを目指す<sup>(5)</sup>。

- 
- (4) なお、著作権法上の著作者人格権が「人格権」といえるかどうかそれ自体も問題となりうる。従来の学説においても、「著作者人格権が人格権に含まれうるかという理論的な問題」があることが示唆されたり(米村(2014)92頁脚注54参照)、知的財産権に関する人格権が本当に人格権なのかが留保されたり(村田(2016)140頁注1参照)している。
- (5) 本稿は、死後の著作者人格権についての分析は、死者の人格権の法的保護のあり方一般に示唆をもたらすものと想定している。しかし、著作者死亡後の著作者人格権の保護は著作権法116条固有の解釈問題であるため、これを「死者の人格権」の問題の1つに位置づけることが可能かどうか自体が疑問視されうることに注意する必要がある(米村(2014)92頁脚注54参照)。

## 1.2 本稿が行う検討の前提

### 1.2.1 検討対象とする法状況

本稿では、死後の人格的利益の法的保護のあり方としては、侵害行為の停止または予防を求める請求（法116条、112条）を念頭に置く。以下、これを差止請求と呼ぶ。本稿では、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置の請求（法115条、116条、115条）は想定しない。差止請求のみを想定する方が検討にあたって他の法制度との比較分析を行いやすいからである<sup>(6)</sup>。

このほか、人格的利益の法的保護というときには、さらに損害賠償請求も想定すべきところである。しかし損害賠償請求は重要な問題である分、差止請求とは異なる固有の論点を含み、本稿でこれを取り上げるとすれば問題が過度に複雑なものとなるおそれがある。そこで本稿では、死後の人格的利益の法的保護のあり方としての損害賠償請求についても、これを想定しないこととする。

### 1.2.2 いわゆる死者の名誉毀損をめぐる議論は検討の素材としないこと

死後の人格的利益の法的保護の問題を検討するにあたっては、死者の名誉毀損をめぐる民法上の議論も参照すべきようにも思われる<sup>(7)</sup>。

---

(6) 比較の対象として、具体的には、消費者契約法上の適格消費者団体による差止請求や、不動産所有権が相続されまたは遺贈された場合における遺言執行者による妨害排除請求などを取り上げる予定である。こうしたこととの比較を行うにあたっては、法116条が規定する請求のうち特に差止請求に注目しておくのが都合がよいということである。

(7) 死者の名誉毀損について、下級審裁判例は、遺族感情（故人に対する敬愛追慕の情）を被侵害利益とする不法行為と構成している。学説上もこの構成を支持するものが多数とみられる（潮見（2009）187頁、窪田（2025）217頁参照）。

「落日燃ゆ」事件第一審判決は、「死者の名誉を毀損する行為により（例えば死者の名誉毀損に藉口するなどの方法により）、遺族等生存者自身の名誉が毀損されるときは、右生存者自身に対する名誉毀損の不法行為を以て論ずべきはいうまでもない。ところが、死者の名誉毀損が右のような場合にたらず、あくまでも死者の名誉毀損にとどまるときはいかがであろうか」と問いを立てた上で、「死者の名誉を毀損する行為は、虚偽虚妄

しかし死者の名誉毀損をめぐる民法上の議論については、これを本稿の検討の素材としては取り上げることはしない。というのは、ある自然人の死後のその名誉(権)と著作者死後の著作者人格権とでは、いずれも同じく人格権であると理解しようとしても、その事柄の性質に違いがあるかもしれない、そうだとすれば死後の名誉をめぐる議論を死後の著作者人格権の検討にあたって参考にすることが適切かどうかは必ずしも明らかでないように思われるからである。

また、本稿が主に取り扱おうとするのは死後に著作者人格権が侵害された場合の差止請求の問題局面であるところ、これに対して死後の名誉毀損について議論されてきたのは主に損害賠償請求の問題局面であったように思われる。そうすると、死者の名誉毀損をめぐる議論との比較検討を十分に行うには、差止請求と損害賠償請求の相互関係ないし役割分担、両者の制度目的やその要件の違いなどを緻密に踏まえる必要があるように思われるが、本稿にはそれらの点に立ち入る余裕がないからである。

## Ⅱ. 差止請求権を基礎づける権利利益の帰属

### 2.1 検討の視角

著作権法116条の差止請求権は、「その侵害の停止又は予防を請求する」権利である(法116条1項、112条1項)。このような侵害の停止やその予防を求める権利は、民事実体法上、一般に、特定の法主体に帰属する何らかの権利利益に基づいて認められる。たとえば、ある有体物の所有者は、その有

---

を以てその名誉毀損がなされた場合にかぎり違法行為となると解すべきであり、そして、故意又は過失に因り、虚偽、虚妄を以て死者の名誉を毀損し、これにより死者の親族又はその子孫……の死者に対する敬愛追慕の情等の人格的法益を、社会的に妥当な受忍の限度を越えて侵害した者は、右被害の遺族に対し、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずべく、また裁判所は、右被害を受けた遺族の請求に因り損害賠償に代え又は損害賠償と共に死者の名誉を回復するに適当な処分を命ずることができるものというべきである」とした(東京地判昭和52年7月19日判時857号65頁)。「落日燃ゆ」事件控訴審判決も、「故人に対する遺族の敬愛追慕の情も一種の人格的法益としてこれを保護すべきものであるから、これを違法に侵害する行為は不法行為を構成する」とした(東京高判昭和54年3月14日判時918号21頁)。

体物についてなされる使用収益に対する妨害を排除しまたはこれを予防する権利を有すると考えられるが、これは所有者に帰属する所有権という権利に基づいて認められるものである。たとえば、ある個人は、その「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」について「現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」とされるが<sup>(8)</sup>、これは当該個人に帰属するその「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」に基づいて認められるものである。

このようにみえてくると、著作権法116条の差止請求権も、特定の法主体に帰属する何らかの権利利益に基づいて認められるものであると説明されるべきことになろう。それでは、この差止請求権は、誰に帰属するいかなる権利利益に基づいて認められるのだろうか。これまでの学説上は、相続人ないし遺族に帰属する権利利益に基づくという考え方と、誰にも帰属していない権利利益に基づくという考え方が示唆されてきたといえる。まずはこれらを検討するところからはじめよう。

## 2.2 差止請求権は相続人ないし遺族に帰属する権利利益に基づくという考え方

法116条による差止請求権は相続人ないし遺族に帰属する権利利益に基づいて認められると考えられるとすると、それはどのような内容の権利利益か、また、その権利利益はいかなる原因によって相続人ないし遺族に帰属するに至ったといえるか。

### 2.2.1 差止請求権は著作者の相続人に帰属する著作者人格権に基づくという考え方

まず、著作者死後の著作者人格権は相続人に帰属し、法116条の差止請求はこの相続人に帰属する著作者人格権に基づくものである、という考え方がありうる。このように理論構成するためには、著作者人格権が相続されると

---

(8) 最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁参照。

いえる必要がある。それでは著作人人格権は相続の対象になるのか。

(a) 著作人人格権が相続の対象にならないという考え方とその理由

著作権法学においては、著作人人格権は相続されないというのが一般的な理解である<sup>(9)</sup>。著作人人格権が相続の対象にならないことについての説明はいくつかあるが、ここではそのうち主要と思われる考え方を次のように2つに整理して検討しておこう。

第1は、著作人人格権は人格権であり、したがって人格権の一般的性質としての一身専属性が著作人人格権にも妥当する、という考え方である。人格権とは、「ある人の人格に専属する」ものであるとされ、このことから、人格権そのものは譲渡できず、また相続の対象とならない、と考えられてきた<sup>(10)</sup>。

しかし、人格権の一身専属性についてはすでに批判的な吟味がなされている。米村滋人によれば、一身専属性概念の理念的根拠として最も重要なものはパターンリズムであるところ、人格権の譲渡ないし相続によって常に本人の人格的生存が脅かされる危険性が生ずるとは限らず、むしろ人格権の譲渡性・相続性を常に否定するとすればそれはかえって当事者の利益を害することにもなりかねない<sup>(11)</sup>。このような指摘を踏まえると、著作人人格権についても、単に人格権であるからあるいは一身専属的であるからというのではな

(9) 田村(2010)500,504頁、上野(2023)615頁など。

(10) 五十嵐(1989)10頁参照。

(11) 米村(2017)461,463-464,466-467頁参照。米村によると、人格権の財産権的部分については、人格権の譲渡性・相続性を常に否定することは適切でなく、パターンリズムの要請が妥当する範囲でのみ、すなわちそれを他者に移転することより本人の人格的生存を困難にする危険性が定型的に認められる場合にのみ譲渡・相続を否定すべきであり、人格権の非財産権的部分についても、他者への移転によって人格的生存が脅かされる危険性が生ずることは比較的多いと予想されるものの、その譲渡・相続によって常に人格的生存が脅かされる危険性が生ずるとも限らない(米村(2017)461,463-464頁参照)。したがって、少なくとも、一身専属性概念によって当事者のどのような利益が保護されているのかを明確化し、当該利益が種々の個別的場面においても保護される結果になっているか否かの検証を行うべきである。なおこのときまったくの個別事情によって個々のに決せられることになれば不明確性が増すこととなるため、一定の画一的処理を通じた権利内容の明確化も担保するように運用する必要がある(米村(2017)467-477頁参照)。

く、その譲渡性や相続性が制限されるべき理由を吟味する必要がある。

第2は、人格権の一般的性質についてはともかく、少なくとも著作権法上には著作人人格権の譲渡性を否定する明文の規定があるから(法59条)、そうである以上は著作人人格権の相続性も認められない、という考え方である。著作権法学においては、著作人人格権の譲渡性が否定されていることからただちにその相続性も否定的に理解する見解が多数を占めているように見受けられる<sup>(12)</sup>。

しかし、ある権利利益についてその譲渡性が否定されることは、必ずしもその権利利益の相続性も否定されることを意味しない。たとえば、賃貸借契約上の賃借人の有する権利は、債権者の変更によって債権行使の仕方に違いが生じるからその性質上譲渡できないといわれるが(466条1項ただし書参照)<sup>(13)</sup>、しかし賃貸借契約上の賃借人たる地位は相続の対象となるであろう<sup>(14)</sup>。また、交互計算(商法529条)に組み入れられた債権のように特定の債権者との間で決済されることを必要とする債権もやはりその債権の性質上譲渡できないといわれるが(466条1項ただし書参照)<sup>(15)</sup>、これも相続の対象にはなるであろう。こうしたことを踏まえると、法59条が著作人人格権の譲渡性を否定しているからといって、そのこと自体からただちに著作人人格権が相続の対象とならないとはいいたい<sup>(16)</sup>。そもそも法59条があらゆる場合に譲渡を制限しているかにも議論の余地があるように思われるが<sup>(17)</sup>、仮

---

(12) 最近のものとして、淵(2025)201頁。著作権法59条における一身専属性を民法896条ただし書における一身専属性と同義のものと受け止める考え方もあろう(田村(1997)320頁参照)。

(13) 中田(2025)669頁、潮見(2017)385-386頁参照。債権者の変更によって権利の行使に著しい差異を生じるからという点のほか、賃借人は借用物については保存義務を負っているところそのような義務の引受けは一般に権利者の承諾を要するのであってこの点にも譲渡制限の根拠がある、という理解も示されている(奥田=佐々木(2022)812頁)。

(14) 使用貸借については借主の死亡によって終了するとされているが(597条3項)、賃貸借の終了についてはそのような規定は置かれていない(622条は597条3項を準用していない)。

(15) 中田(2025)669頁、潮見(2017)385-386頁参照。

(16) 米村も、一般論として譲渡可能性と相続可能性が理論的に完全に連動する関係にあるかは問題であり、その点はおお検討が必要であるとする(米村(2014)92頁)。

(17) 米村は、「人格権の譲渡」を許容する根拠となりうる考え方として、「人格権に属する

に法59条があらゆる場面で著作者人格権の譲渡を制限しているとしても、なお著作者人格権は相続の対象となりうるといえよう。

(b) 取得原因——財産権としての性質を併有していることによる相続

人格権の一般的性質や法59条の観点からは差し支えないとして、それでは著作者人格権は相続されるといえるのか。法律の規定による権利義務の変動原因としての相続の対象は「被相続人の財産に属した一切の権利義務」である(896条本文)。したがって、著作者人格権が相続の対象となるといえるためには、著作者人格権が被相続人の「財産に属した」といえる必要がある<sup>(18)</sup>。

---

個別権利の趣旨に鑑み、権利者に一定の処分権限が与えられていると解される場合に、当該処分権限の範囲で譲渡を肯定する考え方がありうるとする(米村(2014)86頁)。著作者人格権についても、米村は、譲渡性を否定する明文の規定があるとしても、「一般に著作者人格権についても『同意』等による処分が可能とされており、とりわけ同一性保持権に関する著作権法20条1項には『意に反して』改変を受けないことが権利内容として規定されていることから、著作者の『意に反し』ないことを裏付ける法律行為は著作権法により許容されていると解される」、特に人格権について限定的な「用益権」の設定・移転を認める考え方は法59条の定める著作者人格権本体の非譲渡性とも両立する、という(同88頁)。

- (18) 相続人の財産に属するとはいえない権利義務は、896条本文のレベルで、相続による承継の対象にならない。相続による承継の対象は被相続人の「財産に属した」権利義務に限られているから、「被相続人の一身に専属したもの」(896条ただし書)であるかどうかを考えるまでもない。

従来の学説上は、一身専属性レベルのみが指摘され、財産帰属性レベルは看過されることがほとんどであったように思われる。そのようななかで、吉田克己は、「人の生命・身体・自由・名誉・プライバシー、氏名等の人格権および人格的利益」について、それらはその性質上一身専属的であるとしつつ、しかし「そもそも『被相続人の財産に属した』権利(896条)といえないから、相続の対象とならない」と述べており、一身専属的であること以前に、そもそも財産帰属性に欠けることを指摘している(吉田(2010)64頁)。

なおそうすると、896条ただし書が問題となるのはどのような場合か。896条の条文の構造を踏まえると、そのただし書が問題とするのは、被相続人の財産に属する権利義務のうち被相続人の一身に専属したというべきものである。たとえば、芸術家が作品を製作する債務のように被相続人自身による履行であることが重視される債務、身元保証契約における保証人の地位、ゴルフクラブ会員権などは、被相続人の財産に属するものの一身専属的とされるのではないか。このほか親族法上の扶助義務(752条)、婚姻費用分

それでは、著作者人格権は著作者たる被相続人の「財産に属した」権利であると説明しうるだろうか。著作者人格権は、その権利範囲ないし権利行使態様の面において、著作権との間で重複・錯綜をきたす場合の生じることがかねてより指摘されており、特に、翻訳権・翻案権と同一性保持権とは、実際の権利行使場面において重複をきたすといわれる<sup>(19)</sup>。こうしてみると、著作者人格権は、財産権としての性質・側面も併有しているとみることができると<sup>(20)</sup>。このように、著作者人格権が人格権としての側面のほかに財産権としての側面をも併有しているとすれば、著作者たる被相続人の「財産に属する権利」(896条本文)として、相続の対象になると考えることもありえよう<sup>(21)</sup>。

(c) 財産権としての性質を併有しているという考え方の懸念点——著作権法  
内在的なこと

著作者人格権が、人格権としての側面のほかに財産権としての性質をも有するものとして著作者たる被相続人の「財産に属する権利」(896条本文)であり、かつ、その「一身に専属したもの」(896条ただし書)ではないといえることを考えることには、どのような問題がありうるだろうか。

---

担の義務(760条)、扶養義務(877条)なども同様に位置づけることができるかもしれない。以上につき川(2023)192-199頁参照。

- (19) 半田(2015)157-160頁。米村(2014)70-71頁も参照。このような問題が生じたのは、ひとつには、同一権保持権と翻案権・翻訳権は改変行為の有無や程度などの行使態様の側面で区別せざるを得ないにもかかわらず両者間の関係が厳密に制度設計されなかったことが原因であると指摘される(米村(2014)85頁参照)。
- (20) 米村は、著作者人格権は人格権と財産権の複合的な性質を有しているという(米村(2014)83-85頁参照)。なお、ここで併有ないし複合というとき、それは、ある権利についてその財産的価値が希薄になれば必然的に人格的価値との繋がりが密接になりその逆もまた成立するというトレードオフの関係が認められることを意味するわけではない(米村(2014)84頁参照)。
- (21) 米村(2014)83-85頁は、人格権の譲渡性を肯定しうる2つの根拠ないし法律構成のうちのひとつとして、権利の複合的性質に根拠を置く考え方、すなわち権利の内部に人格的要素以外の要素が含まれる場合に、そのことを根拠にして、権利の一部または全部の譲渡を認める考え方を提示している。この考え方を相続の場面にも及ぼすとすれば、権利の内部に人格的要素以外の要素が含まれる場合にそのことを根拠にして相続を認める考え方もありうることになろう(米村(2014)92頁も参照)。

第1に、著作権法は、財産権としての著作権と人格権としての著作者人格権という二元的構造を採用していると考えられる<sup>(22)</sup>。著作者人格権が人格権としての性質ないし側面のほかに財産権としての性質ないし側面を併有していると考えすることは、このような二元論的構造把握と抵触しないかが問われる。もっとも、著作財産権と著作者人格権とを一元的に把握する方向性に否定的な立場からも、「公表権と複製権、頒布権、上演権、上映権等が法技術的に重複するところが多く、同一性保持権と翻案権、二次的著作物の利用権に至ってはほとんどその区別を見出しがたいという論者の指摘は、これを真摯に受け止めるべきである」とされている<sup>(23)</sup>。このことからすると、著作財産権と著作者人格権とが部分的にオーバーラップしていることそれ自体が、論理必然的に二元的な構造理解に差し障るわけではないのであろう。著作者人格権について上記のような理屈でその相続性を認める考え方は、必ずしも著作財産権と著作者人格権との一元的把握とのみ結びつくわけではなく、二元論の立場からも許容されうるのであろう。

第2に、著作者人格権は、公表権(法18条1項)、氏名表示権(法19条1項)、同一性保持権(法20条1項)の総称であると考えられるところ(法17条1項参照)<sup>(24)</sup>、このうち同一性保持権は、財産権たる翻案権などと内容的に重なるところが大きいから、その相続性を認めてよからう。しかし公表権の相続性を認めることに問題はないか。

公表権が、未公表の著作物についてそれを公表するか否かを決定することができる権利ことを意味するとすれば<sup>(25)</sup>、相続人が未公表の著作物についてそれを公表する旨の意思決定をなしうることになりかねないから、公表権が

---

(22) 田村(2003)405頁。

(23) 田村(2003)408頁。

(24) 著作者が公表権、氏名表示権および同一性保持権以外的人格権を有するかどうかは問題となりうる(上野(2024)123頁参照)。公立図書館において閲覧に供された図書 of 著作者は「著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益」を有しており、「公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益である」とされる(船橋市西図書館事件判決・最判平成17年7月14日民集59巻6号1569頁)。なおこの「伝達する利益」は、著作者人格権とは異なる法益である(齊藤(2006)175頁。栗田(2025)87頁も参照)。

(25) 中山(2023)617頁、半田(2015)126頁。

相続の対象になると考えるのは適切でないように思われる<sup>(26)</sup>。公表権が相続の対象となると考えるなら、公表権を未公表著作物を公表されない権利と定式化するか<sup>(27)</sup>、あるいは「著作者(のみ)が公表するか否かを決定できる権利」と把握する必要があるのではないか。

(d) 財産権としての性質を併有しているという考え方の懸念点——民法一般との関係

第3に、著作者人格権が人格権としての性質ないし側面のほかに財産権としての性質ないし側面を併有しているとみてこれが896条本文にいうところの被相続人の財産に属する権利として相続の対象になると考えると、民法一般を俯瞰したとき、他のものごととの兼ね合いが問題となりうる。死体、分離された血液・臓器やヒト試料などの生体の一部、デジタル遺産など、これらをめぐる権利も、人格権としての性質ないし側面と財産権としての性質ないし側面とが複合したものであると位置づける。そうであるとすれば、これらもまた相続の対象になるのか。仮にそれらは相続の対象にならないというのであれば相続の対象になるものとならないものとの区別に

---

(26) 相続制度の根拠を被相続人の意思の観点から理解するなら、相続人が未公表の著作物を公表する旨の意思決定をすることができるようになることが被相続人の意思に沿うとは考えにくい、と説明できることになる。

もっとも、相続という制度の根拠についてはさまざまな説明が試みられてきたが(伊藤(1984)、吉田(2023a)3頁参照)、いずれかの考え方で整合的に説明できるものではない(鈴木祿弥(1996)346頁参照)。相続法は「単純なひとつの根拠によって基礎づけられているわけではなく、多くの原理が複合したもの」なのである(窪田(2017)15頁)。

さらにいえば、公表権が相続の対象となってよいかどうかを相続制度の根拠論から論じることが適切かどうかも問題である。「相続をどのような制度として理解するのかという視点は、制度設計においては一定の意味を有している」ともいわれるが(窪田(2017)12頁)、相続の根拠論は、個々の解釈に際しての指導原理となったり相続制度の制度設計とその評価についての参照規準となったりする機能を十分に果たしておらず、「一定の価値的な指導原理を提示するというよりも、現実の相続制度の存在根拠を説明しそれを正当化するという性格が強い」ともいわれる(吉田(2023a)3頁。そもそも相続の根拠を議論することの意味自体も問うものとして伊藤(1984)も参照)。

(27) 田村(2003)413頁。作花(2022)229頁は、「著作物を公表するか否かを決定する権利」としつつ、その直後にかっこ書きで「他者の公表行為を禁止する権利」と書き添えている。

ついて説得的な整理・説明を提供することができるのか。こうしたことが問われることになろう。

著作権法60条および116条をもって著作者人格権の相続性を肯定するものであると理解するとした場合にそれが民法との関係で例外的な処理であるかどうかは、こうした他のものごとについてどのように考えるかによることになる。民法上、人格権と財産権の両方の性質を備えた権利利益について必ずしも相続が認められないはずであるのに著作者人格権については相続が認められるのであれば、著作権法60条および116条は民法896条本文の観点から、民法の特則であると説明すべきこととなりうる。他方で、そうした権利利益は民法上一般に相続の対象になりうるのだとすれば、著作権法60条および116条は特に民法の特則と理解する必要はないことになろう。

## 2.2.2 差止請求権は遺族に帰属する固有の権利利益に基づくという考え方

### (a) 遺族に帰属する固有の権利利益の内容

法60条ないし法116条については、学説上、遺族に固有の権利利益が帰属しているという理解を示す見解がある。半田正夫は、「現行法は著作者人格権の相続性を認めていない」ことを前提としつつ<sup>(28)</sup>、「著作者の死亡と同時に著作者人格権は消滅するが、著作者の人格的利益保護のため著作者人格権と同内容の権利が一定の近親者に発生する」という<sup>(29)</sup>。この見解によれ

---

(28) なお半田は、「現行法は著作者人格権の相続性を認めていない」ことは、現行法が「著作者の死後における著作者人格権の行使者を相続人とせず、遺族としていることから明らかである」とする(半田(2015)135頁)。しかし、この議論には疑問がある。この点については本稿Ⅲで取り上げる。

(29) 半田(2015)134-135頁。現行著作権法は、明治32年(1899年)に制定された著作権法(旧著作権法)を、昭和45年(1970年)に全面改正した法律を基礎としている。そうであるところ、明治32年に制定された旧著作権法においては、著作者死後に著作物に改竄その他の変更を加えて著作者の意を害するなどの行為がされた場合に、著作者の親族が、「其の著作者たることを確保しまたは訂正その他その声望名誉を回復するに適當なる処分を請求すること」を認めていた(旧著作権法36条の2第2項)。半田によれば、この規定について「法律が著作物の公共性にかんがみ、とくに親族に固有の人格権を与えたものである」とみるのが旧法上の通説的理解であり、現行法においてもこの方針は

ば、法 116 条の差止請求権は、遺族に帰属するその固有の権利利益に基づくものである、と説明できることになる。

(b) 従来の批判とその意味

著作権法 60 条をもって遺族の固有の権利利益を保障するものと理解する考え方に対しては、すでに批判がなされている。ここでは田村善之による批判のうち 2 つを取り上げよう<sup>(30)</sup>。第 1 に、遺族固有の権利利益という考え方は、「侵害か否かの判断に当たって『著作者の意』を基準とする 60 条の要件」と齟齬をきたすといわれる。遺族固有の権利利益であるならば、当該権利利益の帰属主体たる遺族それぞれ（または遺族の総体）の意思が基準となるはずである、といわんとするものであろう。第 2 に、遺族固有の権利利益というのは、「著作者が遺族以外の請求権者を指定することができることに鑑みても、説得力のない説明である」とする。遺族固有の権利利益であるならば、請求権者は遺族のなかから定まるはずである、あるいは、請求権者は著作者ではなく遺族が指定することができるはずである（少なくとも著作者は請求権者を指定しえないはずである）、といわんとするものであろう。

しかし、これらの批判は、少なくとも半田の見解に対するものとしては、必ずしも噛み合っていないと考えることもできそうである。というのは、半田は、「著作者の死亡と同時に著作者人格権は消滅するが、……著作者人格権と同内容の権利が一定の近親者に発生する」と述べているからである（傍点は引用者による）。具体例で考えてみよう。著作者 A が死亡し、その遺族は B のみであるとする。このとき遺族 B に発生することとなる権利の内容

---

受け継がれているという（半田（2015）134-135 頁）。

このほか遺族の固有の権利利益という考え方を支持するものとして、幾代（1981）219-220 頁がある。

- (30) 田村（1997）321 頁、田村（2010）507 頁参照。なお田村は、本文中に記載の点のほかに、遺族に固有の権利利益が認められるという理解は、「遺族には損害賠償請求が認められていないことも齟齬をきたす」と批判している。遺族固有の権利利益であるならば、遺族による損害賠償請求も明文で規定されているはずである、ということであろう。しかし、遺族による損害賠償請求について明文の規定がないことは、著作権法上にその旨を定める明文の規定がなくとも民法 709 条による損害賠償請求は当然認められるから特に明文化されなかっただけのことである、とも説明しうる。

は、著作者Aが有していた著作者人格権と同じであるから、それは「著作者Aが同意しさえすればその侵害行為が問題とならず、侵害行為があった場合に差止めなどの請求をすることができる主体を誰にするかは著作者Aが定めることができるような著作者人格権」ということではないか。半田のいう「同内容」であることの意味は、このように受け止めることもできよう。遺族Bに発生することとなる固有の権利利益の内容がこのようなものであるとするならば、その侵害か否かの判断に当たって著作者Aの意が基準になることも、著作者Aが遺族以外の請求権者を指定しうることも、その権利利益の内容上、当然のこととなる。

### (c) 遺族に帰属する固有の権利利益の発生の異例さ

半田の見解の抱える問題点は、むしろ、このような著作者Aが有していた著作者人格権と同じ内容の権利が遺族Bに発生することそれ自体が民法の体系からみて極めて異例であり、そうであるにもかかわらずその権利の発生メカニズムないし根拠が説得的に提示されていないということにある。

たとえば、自然人Aが、Aの承諾なしにみだりにA自身の容貌・姿態を撮影されることのない権利利益を有していたところ<sup>(31)</sup>、Aが死亡したときには、その遺族たるBに「Aの承諾なしにみだりにAの容貌・姿態を撮影されることのない権利利益」が生じる、とは考えられていないはずである。またたとえば、Aが、A自身に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない権利利益を有していたところ<sup>(32)</sup>、Aが死亡したときには、その遺族たるBに「Aに関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない権利利益」が生じる、とも考えられていないであろう。

なお死体について誰にいかなる権利が存在するかに関して、判例の立場とは異なるが<sup>(33)</sup>、死体について遺族に人格権が成立するという考え方もありう

---

(31) 京都府学連事件・最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁参照。

(32) 住基ネット事件・最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁参照。

(33) 判例の立場によるならば、死体を客体とする所有権が相続人ないし祭祀主権者に成立すると考えることになろう。大判大正10年7月25日民録27輯1408頁、大判昭和2年5月27日民集6巻7号307頁、最判平成元年7月18日家月41巻10号128頁参照。

る。この遺族に死体に関して人格権が成立すると考える立場に対しては「遺族が死体に対して有する『人格権』はどのような根拠によりどのような内容の権利として存在することになるか」が問われることとなるが<sup>(34)</sup>、仮に遺族が死体に対して何らかの根拠に基づいて人格権を有するとしても<sup>(35)</sup>、その内容は、故人が自らの身体について有していたのと同じものとは考えられないであろう。生者が自らの身体について有する人格権は生命や健康にかかわるものであるが、その遺族が故人の身体について有する人格権は、その対象が死者の身体である以上、それは少なくとも生命や健康にかかわるものとはいえないからである。

やはり、遺族の死者に対する敬愛追慕の情のようなものを超えて遺族に固有に別個独立の人格的利益が生じ、しかもその生じることとなる人格的利益が死者の有していたそれと同内容であるような事態は、民法上は考えにくいように思われる。半田の立場からは、著作権法60条及び116条はそのような異例の事態を特別に認めたものである、との説明が試みられうる。それに対しては、民事実体法上他の場面においてはそうではないのにこの場面においてのみそのような理論構成をすることを正当化できるだけの特別な理由があるかどうかをさらに問うことになる。

### 2.3 差止請求権は個別的に帰属する権利利益に基づく必要はないという考え方

ここまで、著作権法116条の差止請求権は特定の法主体に帰属する何らかの権利利益に基づいて認められるものであることを前提として、それは著作者の相続人に帰属する著作者人格権に基づくものであるという考え方と、遺族に固有の権利利益に基づくものであるという考え方とを取り上げてきた。

---

(34) 米村(2016)241頁。

(35) 死体の組織・細胞等の由来者ではなく、またその中に含まれる情報も自分自身のものではない遺族が、原始的に死体について「人格権」を取得するという帰結は、正当化が必ずしも容易でない(米村(2016)241頁)。遺族が死体に対して抱く感情それ自体が遺族固有の権利性を根拠づけると考える、あるいは、一定の公共政策目的が遺族への人格権の付与を根拠づけると考えることで、遺族の「人格権」の取得を正当化できるかどうか問われることになろう(米村(2016)242頁参照)。

これに対して、そもそも差止請求権は法主体に個別に帰属する権利利益に基づく必要はないという立場が存在する。もしこの見解に十分な理由があるのだとすれば、法116条に基づく差止請求権がいかなる権利利益に基づいて認められるのかを検討するにあたっては、少なくとも、その権利利益が誰に帰属するものといえるかは問題としなくてよいことになりそうである。そこで以下では、差止請求権は法主体に個別に帰属する権利利益に基づく必要はないという立場、いわば「帰属主体なき権利利益」に基づく差止請求を許容する立場について検討する。

### 2.3.1 帰属主体なき著作人人格権に基づく差止請求という考え方とその是非

#### (a) 帰属主体なき著作人人格権に基づく差止請求という考え方

齊藤博は、「故人はすでに権利能力を有していない。したがって、人格権の主体たりえない」ことを前提としつつ、ドイツ法を参照して「人格権はその担い手の死亡を超えて存続する」こと、「主体なき権利を認めうる」ことを論じる<sup>(36)</sup>。これは、死者には権利帰属主体性(権利能力)はないものの、その者が仮に生きていたとすればこれに帰属したといえる権利利益はその帰属主体なくしてなお存続して法的保護の対象となりうる、という考え方であるといえる。齊藤は、この「主体なき権利」「担い手の死後も存続する人格権」について、「著作人人格権についてはこのような発想がすでに定着しているということもできる」とする<sup>(37)</sup>。

このような誰にも帰属していない権利利益は認められるか。そしてかかる帰属主体なき権利利益に基づいて法的救済としての差止請求を求めることはできるか。本稿の関心たる著作人人格権の文脈に即していえば、著作人の死後においてその帰属主体なくして著作人人格権が存続し、かかる帰属主体な

---

(36) 齊藤(1979)210-213頁。

(37) 齊藤(1978)148頁。なお飯屋(2022)26頁は、死者の権利義務主体性を否定しつつなお死者を「侵害に対する保護主体」と考える可能性を論じる。この見解も、ある権利利益が特定の法主体に帰属していないとしてもなおかかる権利利益が法的保護の対象となりうることをいわんとするものであろう。

き著作者人格権に基づく実体法上の差止請求権が認められる、とこのような説明はありうるだろうか。

(b) 環境権と景観利益をめぐる従来の議論から

かつて、大阪弁護士会により「環境権」なるものが主張され<sup>(38)</sup>、環境自体に対する妨害を予防しこれを排除する権利が市民1人ひとりに与えられるべきことが論じられた<sup>(39)</sup>。しかし、この大阪弁護士会によって主張された「環境権」については、個別的利益性が欠けるなどの批判が加えられてきた<sup>(40)</sup>。差止請求を基礎づけるような権利利益性があるといえるためには、その権利利益が個別的に帰属しているといえる必要があると考えられたということである<sup>(41)</sup>。

次に景観を取り上げてみよう。最高裁は、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有する」とし、「これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益」は「法律上保護に値する」と認めている<sup>(42)</sup>。景観を客観的な観点から捉え、かつ、私法上の権利・利益として捉えることを肯定する場合でも、なお、客観的に捉えられる景観についての利

---

(38) 大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』（日本評論社、1973年）参照。同書のはしきによると、環境権の確立が最初に提唱されたのは、日本弁護士連合会第13回人権擁護大会公害シンポジウム（1970年）であった。

(39) 仁藤＝池尾（1973）51頁は、「われわれには、環境を支配し、良き環境を享受しうる権利があり、みだりに環境を汚染し、われわれの快適な生活を妨げ、あるいは妨げようとしている者に対しては、この権利に基づいて、これが妨害の排除または予防を請求する権利がある」と提言している。

(40) 大塚直（2010）119頁参照。このほか「環境権」についてはその主体・範囲・内容が不明確であるなどの批判もなされてきた（大塚直（2010）119頁参照）。

(41) 大塚直（2006）76頁は、「従来の環境権説の最大の問題点は、個別的利益とはいえない『環境』上の利益を訴訟の対象とすることの困難さであった」とする。

(42) 国立マンション事件・判平成18年3月30日民集60巻3号948頁。もともと、この事件では、結論としては景観利益に対する違法な侵害自体が否定されている。また、判旨のうち景観利益の違法な侵害となるかが論じられている部分については、差止請求ではなく、損害賠償請求が念頭に置かれたものみるべきであるといわれている（前田（2006）100頁）。

益をいかなる場合に個人に帰属する権利・利益として評価することができるかどうかが問われる<sup>(43)</sup>。平成18年判決以前においては、景観は、公共的利益でありその実現を任務とする行政法規に基づく行政の施策によって保護されるべきものであって、個人に帰属する法的利益ではなく民法上法的に保護されるものではないと捉えるのが裁判例の大勢であったが<sup>(44)</sup>、この平成18年判決は、景観利益が個人に帰属する可能性があることを明確に承認したものであると理解されている<sup>(45)</sup>。このようにみてくると、平成18年判決は、景観利益がその個別的帰属なしに法的に保護されることを承認したのではない。ある権利利益が民法上保護されるためには、やはりその権利利益が個別的に帰属しているといえる必要があると考えられているといえよう<sup>(46)</sup>。

(c) 権利利益が誰にも帰属しない状態となることを回避しようとする仕組みところで、民法上、権利義務の帰属主体となるのは自然人と法人である。このことに関するいくつかの規律をみていこう。

まず自然人の出生の局面についてみると、民法は、出生時から権利能力を

---

(43) 潮見(2009)249頁。

(44) 大塚直(2006)73頁、前田(2006)96-98頁、秋山(2023)160-161頁参照。

(45) 大塚直(2006)76頁は、平成18年判決は、「環境という抽象的な問題ではなく、個別具体的な景観利益を問題と」したもので、「環境権の対象である『環境』上の利益を個別具体化することによって、救済可能性の途を広げた」と評価する。平成18年判決の特色のひとつとして、「景観利益は集団ではなく、各個人に帰属するとの構成をしていること」が指摘される(大塚直(2006)81頁)。手塚(2018)135頁、秋山(2023)161頁も参照。

(46) なお、景観などの都市環境の確保の利益のためになされる差止請求については個別的利益が必要とされるとしつつ、しかしそれは「差止請求権を根拠づけるといっても、差止請求権を行使する原告適格を基礎づけるという形で機能する」と説明する見解もある(吉田(2023b)1772頁)。吉田は、一方で、景観などの都市環境の確保の利益のような公共的利益が侵害されるケースにおいては、個人への利益帰属を確定することはできないものの、しかし客観法・法秩序違反を是正する必要があることから、公共団体のほか市民にも差止請求権を認めるべきであるとする(吉田(2023b)1770-1771頁)。しかし他方で、それは「個別的な利益侵害を要件とせずに差止請求権を認めるということを意味しない。それを認める場合には、客観訴訟を解釈で認めることになってしまうであろう。それは、日本の現在の法状況を前提とすれば、無理というものである」とする(吉田(2023b)1772頁)。

認めるとしつつ(3条1項)、不法行為による損害賠償、相続および遺贈については、「既に生まれたものとみなす」ことによって胎児にも権利能力を認める(721条、886条、965条)。これらの規定は、自然人の権利能力の始期についてはその出生時としつつ、しかし損害賠償請求権や遺贈の目的とされた権利などが誰にも帰属していない状態になることを避けるためのものと理解できる。相続人は被相続人の死亡時に権利帰属主体として存在しているのでなければならないとされるが(いわゆる同時存在の原則)、それは「相続財産について、一瞬たりとも権利主体がいらないという状況が出現することを避けるため」である<sup>(47)</sup>。

次に自然人が死亡する場面をみよう。自然人の権利能力は、明文の規定はないものの、その死亡によって喪われると考えられている<sup>(48)</sup>。そうであるところ、自然人が死亡したがその相続人の存否が不明である場合には、相続財産は法人とされる(951条)。相続債権者や受遺者への弁済等をするためには相続財産の帰属すべき主体が必要であると考えられたのではないか<sup>(49)</sup>。相続人のあることが事後的に判明した場合には法人は成立しなかったものとみなされるが(955条本文参照)、これは相続人がいる場合には相続財産の帰属すべき主体がその法人以外に存在するといえるからこそであろう。

さらに、遺言によって一般財団法人を設立することが認められているが(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律152条2項前段)、一般財団法人が成立するのは設立の登記がされた時であるため(同法163条)、遺言者から遺言によって財産が拠出された場合には(同法158条2項参照)、設立登記前の段階におけるその拠出された財産の帰属が問題となりそうである。そこでこの場合に対処するべく、遺言によって拠出された財産は、「遺言が効力を生じた時から一般財団法人に帰属したものとみなす」との明文の規定が置

---

(47) 潮見(2022)23頁。同時存在の原則の機能などについてより詳しくは沖野(2016)28-36頁参照。

(48) 小池(2018)339頁。

(49) 相続財産を法人とする仕組みが採用された理由のひとつとして、「帰属主体のない相続財産につき物権法の原則(239条)に従って各個に処理することは妥当といえない」と考えられたことがある(常岡(2023)769頁参照)。

かれている(同法164条2項)。このようにして、権利義務の帰属主体に空隙が生じることが防がれているわけである<sup>(50)</sup>。

こうしたことからすると、民法は、権利利益がいかなる主体にも帰属しないという事態を回避しようとしていると考えられる<sup>(51)</sup>。学説上も、権利利益がいかなる主体にも帰属しないという事態を回避する方向の解釈が試みられている<sup>(52)</sup>。

- 
- (50) 沖野(2016)30頁注12は、「このような処理が認められていることは、帰属主体の継続性の欠如は、そのような処理をすれば対処ができる程度のもので捉えられていることを示すものと言うこともできる」としつつ、「このような一般財団法人の設立の処理に関する限りでは技術的な手当てで対処可能なものと捉えられていると言うことができる」として、胎児や設立中の法人などごくわずかな期間の間隙にとどまる場合と、そのような限定のない、暫定性の希薄な場合とを当然に同列に扱うことができるかについては、留意する必要があるとする。

本稿の関心との関係でいえば、著作者死後の著作者人格権の法的保護は、それが70年間程度継続しうるものであることを踏まえると(法116条3項ただし書参照)、帰属主体の空隙が生じる事態は、胎児や設立中の法人の場合におけるそれと比べて、到底暫定的なものとはいえない。

- (51) この脚注に対応する本文に記載した事項は、公益財団法人トラスト未来フォーラムにおける「信託法の理論と課題に関する研究会」で学び得たところである。研究会の先生方に感謝申し上げる。
- (52) 遺言によって信託が設定されるとき、遺言によって受託者が指定されていない場合や指定された受託者が就任を拒絶した場合には権利の帰属主体の空隙が生じうる。この問題については、暫定的に相続人が承継し、受託者が就任すると遺言の効力発生時に財産が遺言によって信託を設定した委託者から受託者へ移転したと扱われる、との考え方が示されている(沖野(2016)30頁注11)。このほか、四宮(1989)109頁注2では、遺言信託の場合には受託者へと財産が遡及的に帰属するという理解が示されている。

なお、一般財団法人が成立した場合に拠出された財産の遡及的帰属を認めることと、遺言によって信託が設定されて受託者が就任した場合に拠出された財産の遡及的帰属を認めることとの間には、理論的には、次のような違いがあるように思われる。一般財団法人の場合には、遺言者によって拠出された財産が遺言の効力発生当初から帰属していたことを擬制するためには、設立中の法人についてその権利義務帰属主体性も擬制されているはずである。これに対して、遺言による信託の設定の場合には、受託者はずでに権利義務帰属主体性を有していると考えられる。ここでは、遺言者によって拠出された財産が遺言の効力発生当初から帰属していたことを擬制するためには、その者が受託者という属性を有していたこと(就任していたこと)が擬制される必要があるはずである。要するに、遡及的に帰属するという擬制の前提として、さらに権利義務帰属主体性の擬制が必要とされるか、ある一定の権限を有する者として就任していたことの擬制が必要とされるかが異なると考えられる。

(d) いずれかの法主体に個別的に帰属するとはいえないような権利利益に基づく差止請求権の是非

以上のように、差止請求を基礎づけるような権利利益性があるといえるためには、その権利利益が個別的に帰属しているといえる必要がある。またそもそも民法は、権利利益がいかなる主体にも帰属しないという事態を回避しようとしている。そうすると、ある権利利益がおよそ誰にも帰属しないのであれば、そのような権利利益に基づく差止請求権は認められないと考えられる。

### 〔文献リスト〕

仁藤＝池尾(1973) 仁藤＝池尾隆良『『環境権』の法理』大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』(日本評論社、1973年)41-59頁。初出は法律時報43巻3号154-161頁(1971年)であり、それが補訂されて収められたものである。

斉藤(1978) 斉藤博「故人に対する名誉毀損——『落日燃ゆ』謝罪広告等請求事件第一審判決」判例評論228号33-37頁(判例時報871号147-151頁)(1978年)

斉藤(1979) 斉藤博『人格権法の研究』(1979年)

安次富(1980) 安次富哲雄「ドイツ私法における死者の人格保護」琉大法学27号35-95頁(1980年)

幾代(1981) 幾代通「死者の名誉を毀損する言説と不法行為責任」名古屋大学法政論集88号201-221頁(1981年)

伊藤(1984) 伊藤昌司「相続の根拠」星野英一編『民法講座 第7巻 親族・相続』(有斐閣、1984年)341-366頁

五十嵐(1989) 五十嵐清『人格権論』(一粒社、1989年)

四宮(1989) 四宮和夫『信託法 新版』(有斐閣、1989年)

鈴木祿弥(1996) 鈴木祿弥『相続法講義 改訂版』(創文社、1996年)

田村(1997) 田村善之「著作者死亡後の著作者人格権侵害に相当する行為に対する救済」斉藤博＝牧野利秋編『裁判実務大系 第27巻 知的財産関係訴訟法』(青林書院、1997年)319-329頁

- 田村 (2003)** 田村善之『著作権法概説 第2版』(有斐閣、2003年)
- 大塚直 (2006)** 大塚直「最判平成18年3月30日判批」ジュリスト1323号70-81頁(2006年)
- 斉藤 (2006)** 斉藤博「最判平成17年7月14日判批」民商法雑誌135巻1号169-179頁(2006年)
- 前田 (2006)** 前田陽一「最判平成18年3月30日判批」法の支配143号88-102頁(2006年)
- 潮見 (2009)** 潮見佳男『不法行為法I 第2版』(信山社、2009年)
- 大塚直 (2010)** 大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法律時報82巻11号116-126頁(2010年)
- 田村 (2010)** 田村善之『知的財産法 第5版』(有斐閣、2010年)
- 吉田 (2010)** 吉田克己「第3章 相続の効力」床谷文雄=犬伏由子編『現代相続法』(有斐閣、2010年)62-116頁
- 吉井 (2014)** 吉井和明「遺族によるウェブサービス上の故人のデータへのアクセスの可否」情報ネットワーク・ローレビュー13巻73-89頁(2014年)
- 米村 (2014)** 米村滋人「人格権の譲渡性と信託」水野紀子編『信託の理論と現代的展開』(商事法務、2014年)65-99頁
- 半田 (2015)** 半田正夫『著作権法概説 第16版』(法学書院、2015年)
- 臼井 (2016a)** 臼井豊「デジタル遺品の法的処理に関する一考察(1)——ドイツ初のLG Berlin 2015年12月17日判決を中心に」立命館法学367号845-869頁。
- 臼井 (2016b)** 臼井豊「デジタル遺品の法的処理に関する一考察(2・完)——ドイツ初のLG Berlin 2015年12月17日判決を中心に」立命館法学368号1187-1220頁。
- 沖野 (2016)** 沖野眞巳「信託法と相続法」水野紀子編著『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016年)24-53頁
- 村田 (2016)** 村田健介「知的財産の帰属と『人格権』」日本工業所有権法学会年報39号131-145頁(2016年)
- 米村 (2016)** 米村滋人「死体の法的地位と所有権・人格権」奥田純一郎=深

- 尾立編『バイオバンクの展開—人間の尊厳と医学研究』（上智大学出版、2016年）234-247頁
- 米村（2017）米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』（5・完）」法学協会雑誌 134 卷 3 号 407-473 頁（2017年）
- 窪田（2017）窪田充見「相続という制度」法律時報 89 卷 11 号 12-17 頁（2017年）
- 潮見（2017）潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）
- 小池（2018）山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）333-355 頁〔小池泰〕
- 手塚（2018）手塚一郎「最判平成 18 年 3 月 30 日判批」大塚直＝北村喜宣編『環境法判例百選 第 3 版』（有斐閣、2018年）134-135 頁
- 山野目（2018）山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）283-332 頁〔山野目章夫〕
- 臼井（2018）臼井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ（1）——BGH 2018 年 7 月 12 日判決の速報と解説・論評」立命館法学 381 = 382 号 2081-2124 頁（2018年）
- 臼井（2019a）臼井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ（2）——BGH 2018 年 7 月 12 日判決の速報と解説・論評」立命館法学 383 号 224-256 頁（2019年）
- 臼井（2019b）臼井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ（3・完）——BGH 2018 年 7 月 12 日判決の速報と解説・論評」立命館法学 384 号 727-766 頁（2019年）
- 伊勢田（2019）伊勢田篤史「デジタル遺品の相続実務と生前対策」市民と法 120 号 3-9 頁（2019年）
- 小笠原（2019）小笠原奈菜「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法 10 条の適用可能性——ドイツ連邦通常裁判所 2018 年 7 月 12 日判決（Facebook 判決）を契機として（1）」山形大学法政論叢 70 = 71 号 89-133 頁（2019年）
- 小笠原（2020）小笠原奈菜「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法 10 条の適用可能性——ドイツ連邦通常裁判所 2018 年 7 月 12

日判決 (Facebook 判決) を契機として (2)」山形大学法政論叢 73 号 82-104 頁 (2020 年)

**小笠原 (2021)** 小笠原奈菜「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法 10 条の適用可能性——ドイツ連邦通常裁判所 2018 年 7 月 12 日判決 (Facebook 判決) を契機として (3・完)」山形大学法政論叢 74 号 56-69 頁 (2021 年)

**臼井 (2020a)** 臼井豊「デジタル遺品の登場により法律はアップデートを必要とするか (1) ——BGH 2018 年フェイスブック判決前後におけるルディガの見通し・評価を中心に」立命館法学 389 号 155-204 頁 (2020 年)

**臼井 (2020b)** 臼井豊「デジタル遺品の登場により法律はアップデートを必要とするか (2) ——BGH 2018 年フェイスブック判決前後におけるルディガの見通し・評価を中心に」立命館法学 390 号 711-760 頁 (2020 年)

**北川 (2020)** 北川祥一『デジタル遺産の法律実務 Q&A』(日本加除出版、2020 年)

**栗原 (2020)** 栗原佑介「デジタル遺品の法的課題——SNS アカウントのアクセス権の相続性を中心に」情報ネットワーク・ローレビュー 19 号 64-80 頁 (2020 年)

**池田 (2021)** 池田秀敏「デジタル遺品をめぐる権利義務と実務上の課題」信州大学経法論集 10 号 39-62 頁 (2021 年)

**臼井 (2021a)** 臼井豊「デジタル遺品の相続性に関する批判的考察 (1) ——SNS アカウント事例における『死後の人格保護』と『通信の秘密』を中心に」立命館法学 395 号 120-158 頁 (2021 年)

**臼井 (2021b)** 臼井豊「デジタル遺品の相続性に関する批判的考察 (2・完) ——SNS アカウント事例における『死後の人格保護』と『通信の秘密』を中心に」立命館法学 396 号 149-195 頁 (2021 年)

**加毛 (2021)** 加毛明「アメリカ法における被相続人のデジタル情報に対する人格代表者のアクセス——Revised Uniform Fiduciary Access to Digital Assets Act を巡る議論を素材として」岡本裕樹ほか編『民法学の継承

- と展開 中田裕康先生古稀記念論文集』（有斐閣、2021年）921-967頁
- 北川（2021）北川祥一「デジタル遺産に関する相続関連実務」月報司法書士  
587号18-32頁（2021年）
- 樋口（2021）樋口範雄「デジタル資産の承継とアメリカ法」武蔵野法学16  
号138-114頁（2021年）
- 大塚智見（2022）大塚智見「電子の世界は『屍者の帝国』——デジタル・ア  
カウントの相続可能性」『大学生活と法学』（有斐閣、2022年）168-  
174頁。初出は、法学教室475号（2020年4月号）別冊付録51-53頁  
（2020年）。
- 奥田=佐々木（2022）奥田昌道=佐々木茂美『新版 債権総論 下巻』（判例タ  
イムズ社、2022年）
- 仮屋（2022）仮屋篤子「法主体としての死者を考える」法学教室498号  
24-28頁（2022年）
- 作花（2022）作花文雄『詳解著作権法 第6版』（2022年）
- 潮見（2022）潮見佳男『詳解相続法 第2版』（弘文堂、2022年）
- 秋山（2023）秋山靖浩「最判平成18年3月30日判批」窪田充見=森田宏樹  
編『民法判例百選Ⅱ 債権 第9版』（有斐閣、2023年）160-161頁
- 上野（2023）小泉直樹ほか編『条解 著作権法』（弘文堂、2023年）614-622頁  
〔上野達弘〕
- 大塚智見（2023）大塚智見「デジタル財と相続——死後における SNS アカ  
ウントの帰属と管理」有斐閣 Online ロージャーナル（2023年）  
（YOLJ-L2212008）
- 川（2023）潮見佳男編『新注積民法（19）相続（1）第2版』（有斐閣、2023  
年）179-201頁〔川淳一〕
- 常岡（2023）潮見佳男編『新注積民法（19）相続（1）第2版』（有斐閣、  
2023年）769-819頁〔常岡史子〕
- 中山（2023）中山信弘『著作権法 第4版』（2023年）
- 吉田（2023a）潮見佳男編『新注積民法（19）相続（1）第2版』（有斐閣、  
2023年）1-34頁〔吉田克己〕
- 吉田（2023b）吉田克己『物権法Ⅲ』（信山社、2023年）

- 上野 (2024)** 上野達弘「第4章 著作者人格権」鳥並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門 第4版』(有斐閣、2024年) 121-142頁
- 大塚智見 (2024a)** 大塚智見「死後の個人情報の保護——名誉・著作者人格権との比較を通じて」情報通信政策研究 8巻1号(2024年)
- 大塚智見 (2024b)** 大塚智見「利用者死亡後における SNS アカウントの法的取扱い——デジタルな『死』について考える」市民と法 149号 55-61頁(2024年)
- 大塚智見 (2025)** 大塚智見「死者は居残る——SNS アカウントの相続を中心に」法学教室 533号 53-55頁(2025年)
- 窪田 (2025)** 窪田充見「相続を通じた権利の承継——相続という制度の役割と限界」渕圭吾=松井智予編著『公益の実現における私人の役割』(日本評論社、2025年) 211-225頁。初出は、法律時報 95巻8号 78-84頁(2023年)。
- 栗田 (2025)** 栗田昌裕「最判平成 17年7月14日判批」田村善之ほか編『著作権法判例百選 第7版』(有斐閣、2025年) 86-87頁
- 朱 (2025)** 朱穎嬌「デジタル化・AI化社会における人格権の再考」有斐閣 Online ロージャーナル(2025年)(YOLJ-L2503004)
- 中田 (2025)** 中田裕康『債権総論 第5版』(岩波書店、2025年)
- 渕 (2025)** 渕麻衣子「著作者人格権と遺族——残された者は誰のために著作者人格権を行使するのか？」渕圭吾=松井智予編著『公益の実現における私人の役割』(日本評論社、2025年) 198-210頁。初出は、法律時報 95巻5号 89-94頁(2023年)。

(本学法学部准教授)